

## 第 7 1 回国有財産九州地方審議会の開催結果について

平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日（月）、福岡第一合同庁舎において、第 7 1 回国有財産九州地方審議会が開催されました。

審議の結果、下記のとおり諮問事項については、諮問のとおり処理することを適当と認めるとの答申がありました。

### 記

#### 諮 問 事 項

1. 福岡市博多区に所在する一般会計所属普通財産を、福岡市において事業者の採択がされた場合に、社会福祉法人に対し特別養護老人ホーム等用地として売払いすることについて

- (1) 所在地及び区分・数量

所 在 地：福岡市博多区麦野 2 丁目 7 番 6

区 分・数 量：土 地 3,118.26 m<sup>2</sup>

- (2) 概 要

社会福祉法人から特別養護老人ホーム等用地として利用するため、国有地の取得等要望があり、当審議会へ諮問した結果、福岡市において事業者の採択がされた場合に、当法人に対し売払いすることを適当と認めるとの答申がありました。

2. 福岡県古賀市に所在する一般会計所属普通財産を、古賀市の指定事業者の決定を受けた社会福祉法人に対し、特別養護老人ホーム等用地として貸付けすることについて

- (1) 所在地及び区分・数量

所 在 地：福岡県古賀市千鳥 1 丁目 1 6 1 2 番 4 7 0

区 分・数 量：土 地 7,111.65 m<sup>2</sup>のうち 3,500 m<sup>2</sup>を上限

- (2) 概 要

社会福祉法人から特別養護老人ホーム等用地として利用するため、国有地の取得等要望があり、当審議会へ諮問した結果、古賀市の指定事業者の決定を受けた当該法人に対し、貸付けすることを適当と認めるとの答申がありました。

【本件についての照会先】

福岡財務支局管財部 管財総括第一課

(直通) 092-411-5095

(FAX) 092-472-2970

担当者 井手、吉岩